

確定申告に使用する介護保険主治医意見書内容確認書の申請を受け付けます ～おむつに係る費用の医療費控除について～

問 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎ 85-7056

確定申告において、寝たきり状態にあること、治療上おむつの使用が必要であることについて医師が発行した証明書によりおむつ代が医療費控除の対象として認められますが、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても次の条件を満たす場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められる場合があります。

▽対象者

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方

※要介護認定に係る主治医意見書の内容により障害高齢者の日常生活自立度が寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できる方

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。

※確定申告以外にこの証明書の使用はできませんので、確定申告をされない方は申請不要です。

▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）

要介護認定者に係る障害者控除・特別障害者控除 の申請を受け付けます

問 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎ 85-7056

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を申請により交付します。

▽申請対象者

介護保険の介護認定を受けている65歳以上の方

ただし、認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の方は認定されません。

※本人、または本人を扶養している方が申請できます。

※確定申告以外にこの証明書の使用はできませんので、確定申告をされない方は申請不要です。

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。介護認定変更・更新申請中の方や不明な点がある方は個別にお問い合わせください。

▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）

有料広告

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8：30～18：30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆